

統計委員会 人口・社会統計部会
第 12 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 12 回 統計委員会人口・社会統計部会
議事次第

日 時：平成 20 年 11 月 26 日（水）10:00～12:01

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について

3．閉 会

犬伏統計審査官 事務局の方からお知らせいたします。野村先生、永井先生、まだお見えになっていませんが、定刻になりましたので、これから「第12回人口・社会統計部会」を開催させていただきたいと思います。

先ほど阿藤部会長の方から、急遽連絡がございまして、本日、体調がすぐれないということで、廣松部会長代理の方に議事進行をお願いしたいということでございますので、以降、廣松部会長代理の進行をお願いしたいと思います。

廣松部会長代理 ただいま御説明がありましたような事情でございますので、部会長代理を務めております廣松でございますが、本日の議事進行を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから「第12回人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回は、全国消費実態調査等に関する審議の第1回目の部会ということでもありますので、委員、専門委員、各府省の順で、簡単に自己紹介、ごあいさつをまずお願いしたいと思います。

お手元に参考1という形で「人口・社会統計部会構成員名簿」が配布されております。その順番に従いまして、ごあいさつをいただければと思います。

まず最初、私でございますが、東京大学の廣松と申します。今、申し上げましたとおり、この人口・社会統計部会の部会長代理を務めております。よろしく願いいたします。

では、稲葉委員の方からお願いいたします。

稲葉専門委員 慶応義塾大学の稲葉と申します。よろしく願いいたします。

川津専門委員 おはようございます。野村総合研究所の川津と申します。よろしく願いいたします。

西郷専門委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしく願いいたします。

重川専門委員 埼玉大学の重川と申します。よろしく願いいたします。

廣松部会長代理 では、審議協力者の方、お願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省の上田でございます。よろしく願いいたします。

農林水産省 農林水産省の増田と申します。よろしく願いいたします。

経済産業省 経済産業省の今井でございます。よろしく願いいたします。

東京都 東京都の林でございます。よろしく願いいたします。

神奈川県 神奈川県の中野でございます。よろしく願いいたします。

日本銀行 日本銀行の石田でございます。よろしく願いいたします。

廣松部会長代理 国土交通省さんにも御参加いただいております。

国土交通省 名簿からは抜けてしまったようでございますけれども、国土交通省総合政策局情報・安全調査課の宮内と申します。課長の代理出席でございます。よろしく願いいたします。

廣松部会長代理 野村委員、永井委員には、今おいでいただきました。

ごあいさつは後ほどいただくことにいたしまして、本日の議題は、11月10日に開催されました、第15回統計委員会・第19回基本計画部会合同部会におきまして、総務大臣が

ら諮問されました「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」であります。

本日の会議は、12 時までを予定しておりますが、大体の時間配分といたしまして、今回の諮問案件の概要及び審議スケジュール等に関して事務局から説明をいただいた後、調査実施者であります総務省統計局から、今回の計画案について 30 分程度、御説明をいただきます。

続いて、審議を効率的に行うため、各委員、専門委員からいただいた御意見を踏まえた上で、阿藤部会長の方で、今回の計画案について、審議すべき論点の案を用意していただいております。それに関して、御説明いただいた後、この論点案に沿って、約 1 時間程度、御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初回ということで各委員、専門委員の方にごあいさつをいただいております。永井委員の方から、一言ごあいさついただければと思います。

永井専門委員 遅刻しまして失礼いたしました。日本女子大学の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

廣松部会長代理 お見えになったばかりで恐縮ですけれども、野村委員の方からも、ごあいさつをいただけますか。

野村委員 慶応大学の野村と申します。よろしくお願いいたします。

廣松部会長代理 よろしく願い申し上げます。

それでは、まず初めに本日の配付資料、今後の審議スケジュール等について、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 政策統括官室の犬伏です。よろしくお願いいたします。

それではまず、資料の確認をお願いしたいと思います。

議事次第の 4 番目に配付資料の一覧がついていますので、それを見ながら御確認いただければと思います。

資料につきましては、資料 1 から 8 までございます。

そのうち資料 4 につきましては、資料 4 - 1 から 4 - 12 までに分かれています。

資料 5 につきましても、資料 5 - 1 から 5 - 5 まで分かれています。

資料 6 は資料 6 別添と資料 6 別添の別紙という 3 種類の資料がついています。

参考ということで、参考 1 の名簿から参考 4 の第 15 回統計委員会・第 19 回基本計画部会の議事概要まで、4 種類の資料をつけております。

御確認いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは次に、今後の本部会の審議スケジュールについて、御説明させていただきます。参考 2 をご覧いただきたいと思います。

今回の全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査の改正計画等につきまして、3 回の部会を考えています。

本日につきましては、調査実施者から改正計画の概要について説明をいただいた後、論点に沿った形で御議論をいただきたいと思います。

第13回、2回目の会議を12月25日10時から予定しています。2回目において、全論点、残りの論点について御議論をいただきたいと思います。

第14回、年明けでございますが、1月13日の3回目の部会におきましては、答申案について、御議論をいただいております。おまとめをいただきたいと思います。

それを受けまして、平成21年1月19日の統計委員会に答申を諮るというスケジュールで、お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

廣松部会長代理 ありがとうございます。今御説明いただいたとおりのスケジュールで、審議を進めていきたいと思っております。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、今回の諮問の概要、及び諮問時における統計委員会での意見等について、引き続き犬伏審査官から説明をお願いいたします。

なお、今回、諮問された統計調査につきましては、現在、統計委員会で審議されております。「公的統計の整備に関する基本的な計画」、基本計画と呼んでおりますが、に関する中間報告においても、関連した指摘がございますので、あわせて御紹介いただけるようお願いいたします。

犬伏統計審査官 それではまず資料1に基づきまして、先般11月20日の統計委員会に、本案件を諮問したときの資料でございますが、これに沿って概要を説明いたします。

後ほど調査実施者である総務省統計局から、改正計画について詳しい説明があると思っておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、1ページ目の諮問の概要のところをご覧くださいと思います。既に御案内のとおり、全国消費実態調査につきましては、家計の実態を消費、所得、資産の3つの側面から明らかにする、そして世帯の所得分布、消費の水準、構造を明らかにすることを目的として、昭和34年5月以降、5年周期で調査が実施されてきているところでございます。

調査の概要につきましては、2枚おめくりいただいて、3ページ目でございます。ポンチ絵がつけてございます。

まず、全国消費実態調査でございますが、これにつきましては調査の概要の調査期間のところを見ていただければと思います。

大きく調査は2つに分かれています。1つは甲調査と呼ばれるものでして、これにつきましては、二人以上の世帯については、来年の9、10、11月の3か月間を対象として調査を行う。単身世帯については、記入者負担を考慮して、10月、11月の2か月間行う。乙調査については、二人以上世帯について、家計調査の調査対象世帯を対象として、家計調査終了後、その世帯について1か月間行うというものでございます。

調査対象でございますけれども、甲調査については、そこに掲げてございますように、家計簿、耐久財等調査票等4種類の調査票で、合計5万6,800世帯を対象に行う。

乙調査については、約700世帯、先ほど申し上げた、家計調査終了世帯について行うと

ということでございます。

調査の流れでございますが、甲調査につきましては、上段でございますけれども、総務省から都道府県、市町村、調査員、それから調査対象という流れで実施を予定しております。

一方、乙調査については、家計調査の流れに沿って、総務省、都道府県、調査員、調査対象という流れで実施を予定しております。

全国消費実態調査につきましては、平成 16 年、平成 11 年の調査の際に、単身世帯の調査の在り方について、調査方法の見直し等が指摘されています。7 ページに当時の統計審議会答申で、調査方法の見直し等が指摘されていまして、それを踏まえまして、今回新たに、全国単身世帯収支実態調査というものを、全国消費実態調査とは別建てで、承認統計調査という形で実施したいというものでございます。

これにつきましては、従来、単身世帯の捕捉が困難であったということ踏まえながら、民間調査機関のモニターを対象に、60 歳未満の単身世帯、約 1,600 世帯について調査を行う。これの調査内容等につきましては、基本的には全国消費実態調査の単身世帯の調査と、全く同じ調査内容で行うということでございます。

調査の流れにつきましては、ここでございますように、民間調査機関を通じて、モニター等を選定して、1,600 世帯について調査を行うというものでございます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、ただいま申し上げました全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査の位置付けでございますが、検討の経緯につきましては、先ほど申し上げたところでございますので、割愛させていただきます。

下の枠囲みの「21 年の単身世帯調査の体系」というところを、見ていただければと思います。本体の「平成 21 年全国消費実態調査」におきましては、単身世帯について、調査員で、全年齢、4,400 世帯を対象に行う予定にしております。これについては、指定統計調査ということで、この集計結果を公表する。

一方、単身世帯の若年層が弱いということで、それを補完するという意味合いで、60 歳未満の単身世帯を対象として、右側でございます、「全国単身世帯収支実態調査」で約 1,600 世帯を対象として調査を行う。その結果は、指定統計調査とは別建てで、承認統計調査として、単独で集計結果を公表する。

そして、全国消費実態調査の調査票を目的外使用して、全国単身世帯収支実態調査と統合して、参考系列として合計 6,000 世帯の集計結果を公表したいとするものです。これは指定統計ということではなくて、あくまでも参考系列ということで、公表を予定しているところでございます。

もう 1 枚おめくりいただきたいと思っております。これが今回の全国消費実態調査の改正内容について、概略を整理したものでございます。左側で、「二人以上世帯の削減」と書いています。今回モニター調査で、1,600 世帯を調査するということを含めて、地方公共団体の負担軽減ということを考慮して、「二人以上世帯」について、精度に影響がない範囲で、

約 2,000 世帯について削減を行う。

また、地方の事務の簡素化なり、報告者の利便性向上を勘案いたしまして、今回はコールセンターを設置する、また、オンライン回答を導入するということを考えています。

調査事項の変更でございますが、まず家計簿に電子マネーの利用に関する記入欄を追加する。また、11月分の家計簿Bに、購入地域欄というものを追加する。

世帯票の中で、就業・非就業の別という欄があるわけですが、これを細分化して、詳しくとれるようにする。

耐久財等調査票の中の品目についても、所要の見直しを行うこととしています。

右側でございますように、「モニター調査の実施」のところでございますが、これは基本的には、本体の全国消費実態調査は、なかなか地方事務が大変、調査客体の負担も大変ということがございますので、モニター調査を実施することとする。これに伴いまして、前回16年調査では、一番下のところでございますけれども、60歳未満世帯をつかまえるために、寮・寄宿舎を対象に、単身世帯600世帯を調査していたわけですが、これについては、モニター調査を実施することに伴って、その調査を廃止するというところでございます。

以上が概要でございますが、このほか、例えば1ページ目の調査の諮問の概要のところに戻っていただきますと、大きなポイントとして、「3 改正内容(3)民間事業者の活用のための措置」ということで、公共サービス改革基本方針で、民間委託するということがうたわれてございます。その中で統計局の調査についても、可能な限り民間委託するというのが、閣議決定されておりますので、それに基づいて、「民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とするための必要な措置」、これは政令なり、省令なりの改正ということで、實際上、これについて、地方側が手を挙げるかどうかというのは、まだ未定でございますけれども、民間委託が可能となる公的な枠組みをセットするというような改正を考えています。

今回の全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査の概要は、以上のとおりでございます。

私どもといたしましては、大きなポイントとして、一つは今回承認統計という形で実施される全国単身世帯収支実態調査の位置付け、在り方についての評価、それから先ほど申し上げた、本調査の実査事務において民間事業者を活用することの評価をどのように考えるかということがあると思います。

それから最初に申し上げました、乙調査は、家計調査終了世帯に対して、調査を1か月間追加して、いわゆる小遣い調査といわれるものですが、そういう調査を行う、その全国消費実態調査での位置付け、そういった点が重要な点かなと思っております。そういった点を中心に御議論いただければ、ありがたいと思っております。それが諮問の概要でございます。

全国消費実態調査の関係で、11月20日の委員会で、何点か御指摘をいただいております。

資料2をご覧いただきたいと思います。

1点目は、新統計法下において全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査との関係は、どうなるのかということでございます。

2点目は、今回モニター調査を導入することになってはいますが、モニター調査については、民間調査機関が抱えているモニターは、モニターの募集の仕方等によって性格が変わってくるのではないかと。そうすると、モニター調査が有効であるかどうかについては、1,600世帯を予定しておりますが、2つの民間調査機関に分けて委託して、民間調査機関の違いによって、モニターの性格が異なるかどうか検討した方がいいのではないかと。

また、モニターの性格の違いを浮き彫りにするようなことを考えれば、何か適当な調査事項を盛り込むことが必要なのではないかとというような意見がございました。

3点目は、今回、電子マネーを追加するということですが、そのときにプリペイド方式のものも対象となるのか、オートチャージの場合には2回支出を記入することになるのか、という御質問がございました。

最後に、4点目でございますけれども、全国単身世帯収支実態調査を基幹統計調査として、全国消費実態調査と統合するという点については、今後、慎重に検討していくべき課題であるというような御意見が述べられました。

このうち、最初の1点目と4点目について、当日、私の方で回答したのが、2ページ目でございます。2番、3番の点については、後ほど調査実施者の総務省統計局の方から、御説明があるかと思っております。

まず、新統計法との関係でございますが、新統計法は来年の4月1日に全面施行を予定しております。その全面施行になった暁におきましては、今、指定統計調査と言われているものについては、基幹統計調査になります。現在、承認統計調査と言われているものが、一般統計調査ということになりまして、本調査は21年9月実施ということですから、4月1日をまたぎますので、新統計法の適用ということになります。

そういうことでいえば、全国消費実態調査は基幹統計調査、全国単身世帯収支実態調査は、一般統計調査という形で実施されることになります。

両調査の結合集計については、先ほど申し上げたように、調査実施部局におきましては、あくまでも指定統計ではなく、参考系列として公表することを計画しています。

将来的には、モニター調査というものがうまく行き、信頼性の確保ができれば、全国消費実態調査（指定統計調査、今後、基幹統計調査でございますが、）の一環として実施することを考えているところでございます、というような答弁をしたところでございます。

資料3を御用意いただきたいと思っております。現在、統計委員会の方におきましては、総務大臣から「公的統計の整備に関する基本的な計画」についての諮問を受けて、その答申を今作っているところでございます。10月の段階で中間報告が出されています。今、パブコメをかけてちょうど終わったところでございます。その中で、全国消費実態調査に関わる指摘が行われているので、参考までに御紹介いたします。

中間報告の3(3)イ 取組の方向性に「家計・個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず、個計化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用に関する検討が必要である。」という指摘が行われているところでございます。

これについて、1枚おめくりいただいて、具体的な行動計画ということでございます。2つございます。1つは、上の箱にありますように、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」これを「平成23年中に結論を得る」とされています。

もう1つは「『平成21年全国消費実態調査』に向けて検討されているモニター方式の調査の結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。」これは「平成25年中に結論を得る」という指摘がなされているところでございます。

私の方からは以上でございます。

廣松部会長代理 ありがとうございます。今回の諮問の概要及び統計委員会・基本計画部会で出ました意見等に関する御紹介をいただきました。

最初に御紹介をいただきましたとおり、全国消費実態調査に関しましては、世帯の所得分布、資産の保有状況、消費の水準及び構造に関する基本的な統計として、大変、注目されているわけでございます。

平成21年に実施されるこの調査に関しまして、詳細をこれから調査実施部局であります総務省統計局の方から、御説明をお願いしたいと思います。

それでは本調査の概要、改正点、及び事務局から紹介がありました、統計審議会答申への取組み状況、統計委員会の意見への回答を中心に、ポイントを絞って30分程度で、御説明をお願いいたします。

大貫課長 消費統計課長の大貫でございます。よろしくお願いいたします。

大変、資料が大部にわたって申し訳ございません。できるだけポイント絞って御説明したいと思います。

まず資料4と5の関係についてでございます。審査官の方から御説明がございましたとおり、4の「全国消費実態調査に係る承認事項の変更について」というのがメインでございまして、そのうち、単身についてモニターで行う部分を切り出したものが、資料5になります。

調査事項については、世帯票等を除いて、ほとんど内容は同じでございます。したがって資料4を中心に御説明させていただきたいと思います。

資料4も4-1から4-12ということで、大部にわたっているのですが、資料4-1から4-3につきましては、公式の申請に関する書類でございまして、この中で御説明しなければいけない事項は、恐らく資料4-3をご覧いただければいいと思います。こちらの方に民間事業者の活用のための措置、民間事業者が実地調査をできるようにする仕組みということで、4-3で見ますと、2ページ目などに、「民間事業者が実地調査に係

る業務を行うことを可能とするため」の記述という部分がございますので、この関係については、4 - 3をご覧くださいればよろしいかと思えます。

それでは全国消費実態調査につきましては、調査票の内容について、中心に説明させていただきたいと思えます。資料4-4に調査票の一覧がございます。1～3までが家計簿A～C。4で個人収支簿、5で耐久財等調査票、6で年収・貯蓄等調査票、7で世帯票ということになっております。7の世帯票がフェース事項の調査になりまして、家計簿のA～Cというのが収支の記入、4はいわゆる小遣い調査でございまして、主に家計を預かっている方以外の方に記入いただく小遣い調査に当たるものでございます。5が耐久財、6が年収・貯蓄ということになります。

この調査につきまして、前々から同じような調査事項で、何度か周期調査として行っておりますので、新旧対照表を中心に、今回変える事項を中心に、御説明したいと思えます。

別表1（家計簿A・B）をご覧くださいければと思えます。最初のページでございますけれども、これは口座自動振替の項目について、幾つか見直しを行ったということでございます。「その他の受信料」、「個人住民税」等の幾つかの項目を追加させていただいた。また、携帯電話料金につきましては、他社からの請求の代行分などについて、独立しているということでございます。

1ページめくっていただきまして、従来、もらい物については、通常の現金収支簿の方に書いていただいていたのですが、これを独立させたということです。

また近年、SuicaやPASMO等の電子マネー等が、大分出てまいりましたので、クレジットカード、掛買い、これらはいわゆる現金の収支を伴わない場合の収支ということでございますけれども、その場合、電子マネーも同様に扱わせていただくということで、追加をしております。

もう1ページめくっていただきまして、これは11月の調査に関する部分でございます。地方公共団体の方から、全国消費実態調査で購入地域を調べてほしいという要望がございましたので、それを取入れたということでございます。従来は購入先、どのような店舗で購入したということのみ記入いただいていたのですが、それに加えて、購入地域といたしまして、同じ市町村内で買われた、あるいはほかの市町村だけれども県内で買われた、県外で買われたという別を書いていただくということでございます。勿論、通信販売でインターネット等、購入地域がはっきりしない場合があると思えますので、そういう場合については、書いていただく必要はないということでございます。

次のページでございます。耐久財等調査票でございます。耐久財の内容が、時代とともに変わっております。例えばビデオデッキ等について、ブルーレイを含むとか、あるいはテレビについて薄型テレビが大分増えてきたということで、カラーテレビは一つに集約しました。あと品目の入替えが幾つかございます。

その次のページでございます。耐久財等調査票の裏面でございます。こちらにつきましては、環境省から要望がございましたので、ハイブリッド車や電気自動車というのを新しい

欄として設けております。

次のページでございます。年収・貯蓄調査票でございます。これは郵政民営化に伴う名称の変更ということで、表題を変えているだけでございます。

最後のページ、世帯票でございますけれども、これも統計委員会の方で、大分、御意見をいただいておりますので、特に「就業・非就業の別」について、より詳細な分類を追加しております。従来は就業のうち、パートとだけ書いてあったものが、パート、アルバイト、あるいは派遣労働者というようなものも調査するようにしております。また、非就業について、仕事を探している、探していないの別ということも書いております。また大学院への進学者が大分、増えてまいりましたので、従来一つにまとまっていた大学と大学院を別にさせていただいております。

あとは住宅の減価償却期間を考慮した変更等がございます。

4 - 6 が集計事項の一覧ということでございます。フェース票等が変わっておりますので、それに伴う集計事項の変更というのを淡々と書いたということでございます。

4 - 7 に「標本設計の概要」というのがございますけれども、1 ページめくっていただきまして2 ページ目、一番大きな変更が、都市階級部分の変更というのがございます。市町村合併が大分ございましたものですから、従来、大都市から町村まで分かれていたわけですが、そのうち小都市B、町村について、一つの階級にするということを措置しております。

先ほど審査官の方からお話がありました、単身世帯の関係を重視するというので、二人以上世帯を2,000世帯削減し、単身世帯の方を1,000世帯増加するという形にしております。このペーパーでは「別途モニター方式で調査を行う」ということになっている部分が、承認統計として独立したということでございます。

標本抽出の概要につきましては、詳しくはこれをご覧くださいということにいたしまして、記入の仕方がなかなかわかりにくいと言われております、電子マネーについて、資料4 - 8で御説明したいと思います。

この家計簿ですけれども、先ほど申し上げましたように、現金収支を中心とする部分と、現金を伴わない収支、クレジットカードという部分と、2つに大きく分かれております。

電子マネーにつきましては、基本的には、現金収支を伴わないものでございますので、クレジットカードの方に記入いただくということになります。ただ、チャージをされた場合には、現金が減りますので、現金収支の欄に電子マネーへのチャージをしたということを書いていただくということでございます。電子マネーでものを買った場合には、今度は現金は動きませんので、クレジットカード票のところに記入をいただくということでございます。

ここに書いてございますけれども、一番右側が現金でサービス、商品を購入した場合、これは現金収入または支出欄に記入ということでございます。クレジットカードの場合は、現金の動きがございませんので、クレジットカードの欄に書く。また後日、口座から引き

落とされた日に、口座自動振替による支払い欄に記入がされる。

それに対しまして、電子マネーの場合には、チャージをした場合に、現金の出納の方に現金支出を書き添えて、クレジットカード欄にチャージをした日に、「電子マネーによる購入」というのを書き添えていただく。また後日、口座から引き落とされた日に、「口座自動振替による支払い」欄に記入添えていただくということです。商品サービスを購入した場合に、現金の動きはございませんので、クレジットカードの方に書き添えていただくということでございます。

2 ページ目は、具体的な例としてこれを例示したということでございます。

資料 4 - 9 でございますが、小遣い調査です。個人収支に関する調査の概要について御説明しております。これにつきましては、統計委員会等でも御意見があるようでございますので、少し詳しく御説明をしております。

目的は家計の個計化が進む中で、個人の収支を把握するということでございます。どうしても家計簿を主に預かっている方が、把握をしていない収支というのがあるだろう。それについて 1 か月分書き添えていただくということでございます。

調査の経緯のところでございますけれども、一度、全国消費実態調査の調査世帯を対象にして 4,584 世帯について、収入・支出を書き添えていただくことがございますが、そのときに非常に調査負担が重くなって、なかなか回答を引き受けただけなかつたということもございまして、平成 6 年以降は家計調査の終了世帯に対して、お願いをしているということでございます。

平成 6 年の場合には、支出だけを調べていたのですけれども、11 年以降は、収入・支出と家計費との関係、お小遣いはどのように使っていますかと。例えば家計の中から小遣いを受け取って使っているとか、あるいは家計の収支の残りを小遣いとして使っているとか、そういう関係について調べているということでございます。

家計簿 C というのが、その内容になります。家計簿 C は、家計簿の記入者が、世帯員の個人的な支出について、自分の把握している範囲について記入添えていただくということです。個人収支簿の方が、家計簿を記入されない方で、世帯内の 18 歳以上の世帯全員に、個人的な収支の内訳、お小遣いをもらったうちから、どういうふうに使いましたということを書き添えていただくわけでございます。調査期間は 9 月から 11 月ということでございますが、世帯にしてみると、終了月の翌月の 1 か月間ということになります。

結果の利用の方法でございますけれども、C P I における基本分類ウェイト、小遣いやつきあい費というのが家計調査の中で出てまいりますので、それをどういうふうに分けるかというときに使っている。

同じような用途で、国民経済計算においても、使用しております。

これまで出た御意見でございますけれども、理想を言えば、全国消費実態調査の調査対象を対象としてやった方がいいのではないかと。ただ世帯の負担が膨大になるということでございます。次善の策として、家計調査の後続調査として実施しているということ、そ

れで分析が可能になるということでございます。

「個人収支簿によって、個人的な収入・支出を調査することが、本部会で高く評価された。

ただし、調査対象となる世帯の家計調査を終了した世帯であるので、今後改善の余地がある」というようなことが言われております。

「今後改善の余地がある」というのは、終了した世帯であって、本調査の方とリンクがとれていないじゃないかという御趣旨かと思えますけれども、これにつきましては、家計調査と同時に実施すると、更に負担が高くなるということとのトレードオフの関係にございます。

2 ページ目に概要図というのが書いてございます。まず個人収支簿、世帯員がそれぞれ、この場合、3 人の個人収支簿を合算したものであるものを、下の欄に青く塗ってある部分がございますけれども、これが実際に収支された個人的な消費支出の全体像であるということです。一方、家計簿記入者が、そのうち一部分を把握しているだろうと。それが家計簿Cに記帳されてくるということでございます。

全国消費実態調査で調べておりますのは、右側の方、平成 16 年全消の乙調査の欄だけでございます。同時期に行われた家計調査の結果と比べてみると、いわゆる消費支出のうち使途不明の分だけを小遣いという形で、取りまとめて公表しております。

使途がわかった分については、それぞれの消費支出、例えばお弁当を買ったとか、たばこを買ったとか、わかっている分については、それぞれの品目として書いてあるということになります。

例えばCPIで使途不明の小遣いをどういうふうに使っているかというのを分ける場合、青色の全体、今回調べている個人収支簿の結果、全体の内訳を使って、この使途不明の部分を分けているということになります。

もともと使途不明の部分というのは、全体の支出のごく一部分でございますので、ウェイトとしてはそれほど大きくはないですけれども、一応、使途不明というのをなくすという目的で使われているということでございます。

続きまして資料 4 -10 でございますけれども、「耐久財等調査票」は、先ほど申し上げましたように、いろいろな品目が考えられるわけなんですけれども、基本的には幾つか原則がございます。その基準に基づいて、どういった品目を新たに加えるかというのを決めております。その品目選定基準というのが 1 . のところに書いてございます。もともと家計の資産を調べるということでございますので、「最近時点の実効価格が 3 万円以上のもの」、ある程度以上の資産額がなければ調べても仕方がないだろうということです。

2 番目が「耐用年数が 5 年以上のもの」。3 番目の「1 世帯当たりの純資産額が一定額以上」は、普及率が非常に低い場合、調べても効率が悪いですので、ある程度普及率があるものということでございます。4 番目として、ちょっと例外になるんですけれども、これは携帯電話のようなものですが、「価格が低くても、保有していることにより、家計に

対する家財の便益の供与が大きいもの」、こういう基準で選定しております。

それに基づきまして固定項目から削除する品目というものを、ビデオテープレコーダー、電気こたつ等ということで決めさせていただいたということでございます。

2 ページ目に固定項目に追加する品目として、IHクッキングヒーター、マッサージチェア、空気清浄機、または「名称・定義を変更する項目」が、ここに書いてあるとおりでございます。

続きまして資料4-11に飛びまして、「オンライン回収の事務概要フロー」について、御説明したいと思います。

政府統計共同利用システムがいよいよ稼働しておりますので、この調査につきましても、このシステムを利用して実施しようということでございます。基本的にはオンライン回収といいましても、希望される世帯を中心にとということでございますので、今までの実績からいいますと、大体3%ぐらいの世帯がオンラインで回答をいただいているというようなことでございます。

流れにつきましては、通常の調査の流れに沿って、紙の調査票と同じような形でIDを配布する。回答について従来であれば、紙調査票で調査員が回収し、という流れをとる部分について、オンライン回答の場合には、共同利用システムに直接回答をいただくという形になります。

市区町村における世帯票等の回答内容の照会、あるいはオンライン回答データについては、家計簿の部分については、総務省の方に直接送られるというような形になるわけです。

この中にコールセンターというのが書いてございますけれども、特にパソコン等で回答する場合、わからないことが多いと思いますので、コールセンターを設けて、このオンライン関係の照会に回答するということを予定しております。

続きまして資料4-12でございますけれども、「コールセンターの概要」ということでございます。今のオンラインの項目にも出てまいりましたけれども、オンラインの問い合わせが増えるだろうということもあるんですけども、これに加えて、さまざまな質問等がかなり最近増えておりますので、これに対応するため、休日等も稼働するという形で、コールセンターを用意しようということでございます。

設置期間でありますけれども、ほかの調査と非常に違うところは、3か月間にわたって家計簿を書いていただくということで、設置期間が非常に長くなるという点が、少し違う点になります。

イメージといたしましては、調査世帯から地域的案件が問い合わせがあった場合、例えば調査員の方が今度いつ来るんですかとか、そういった場合は市区町村に取次ぎをする。一般的な問い合わせについては、その場でお答えをするという形を考えております。

資料5の方は、「全国単身世帯収支実態調査の計画について」ということで、先ほど申し上げましたように、世帯票を除いて、ほとんど全消と同じ内容になっておりますので、省略させていただきます。

残った時間で資料6、資料7について御説明させていただきます。

資料6は、これまでの答申で言われたことへの対応の状況ということでございます。これまでの答申で言われたことでございますけれども、「実査の現状を把握した上で、必要に応じて試験調査を実施することを含めて、調査方法の見直しを検討」しなさいということが、言われているわけでございます。

この検討した結果として、今回の計画においては、モニター調査を一部実施するという計画を立てさせていただいたところでございます。

もう一つの方でございませぬけれども、「単身世帯を始めとした調査方法の見直し等の具体的な検討を行う場を設置し、その中で」検討を行う必要があるということでございます。こちらの方も同様に、寮・寄宿舍単位区の廃止、及びモニター調査の導入というのが結論として出てきたところでございます。

資料6の別添でございませぬけれども、このモニター調査について、実は本年2月に一度試験調査を行っております。その概要についてまとめた資料でございませぬ。説明の時間がとれませんので、詳細についてはご覧いただければと思っております。

更にグラフが、資料6別添、別紙という形で書いてございませぬが、この際に、世論調査と同じような意識を問うアンケート票というのをつけてございませぬ。これをつけることによって、モニター調査が、何か世の中一般と偏りがあるのではないかとということ調べております。

主に注目される違いでございませぬけれども、「問13 日頃、社会の一員として、何か役立ちたいと思っているか」という項目でございませぬけれども、これを見ていただきますと、「社会のために役立ちたいと思う」というのが青のモニター調査で一般よりも非常に高くなっているという特徴があることがわかります。

最後に資料7でございませぬ。「統計委員会における意見等に対する回答」ということでございませぬ。これはモニターについて、偏りが出るのではないか。その偏りをあぶり出すような調査項目を盛り込む。あるいは2つの民間調査機関に分けて委託することで、違いが検討できないかということでございます。

お答えの方でございませぬけれども、御指摘のとおり、モニター調査というのは偏りが出得るものであると。これにつきましては内閣府の方で、一度同じ項目で、2つの民間調査機関によってどのような違いがあるかということ調査した結果がございませぬ。

今回の調査なんですけれども、全体が1,600世帯ということがございませぬので、なかなか2つに分けてという方式は難しいということで、試験調査のところで行ったようなアンケートを行ってはどうかという案にしてございませぬ。

目的や聴取事項等につきましては、ここに書いてあるとおりでございませぬ。

もう一つ、電子マネーの項目の追加についてということで、御質問が出たのですが、基本的には先ほど御説明させていただいた電子マネーの記入の仕方と同じ御説明をして、御理解をいただいたと思っております。

以上でございます。

廣松部会長代理 ありがとうございます。

一言で全国消費実態調査とは言いましても、今御説明をいただいたとおり、本体だけで調査票が7種類になるような、大変大きなというか、複雑な調査になっております。

平成21年に実施されるこの調査に関して、これから御審議いただきたいわけですが、特に今回の改正計画案について、本来ならば皆様とフリーディスカッションを行った上で、論点をまとめるべきところですが、最初に御説明がございましたとおり、今回の部会審議は3回ということで、余り時間的な余裕がございません。

そこで事務局を通じ、各委員、専門委員の御意見をあらかじめ聴取していただき、それらを踏まえた上で、部会長の方で論点メモをつくっていただきました。その趣旨は、あくまでも議論を効率的に行うためのものがございます。それが資料8でございます。

まず、この論点メモに関しまして、御説明していただいた上で、もし追加すべき論点等がございましたら、ご指摘を踏まえて修正等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではこの論点メモについて、御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、資料8をご覧くださいと思います。本日は部会長が御欠席のため、事務局の方から御説明させていただきます。

論点メモの案につきましては、大きく2つに分けてございます。1つは全国消費実態調査の関係、それから2つ目として、2ページ目でございますが、全国単身世帯収支実態調査の関係でございます。

まずの1、「全国消費実態調査の調査体系」ということで「(1)全国単身世帯収支実態調査の位置付け」で、先ほど説明しましたように、今回、若・中年(60歳未満)の単身世帯を捕捉するため、モニター調査を導入することとしているが、これが適当なのかどうか。

これについては、承認統計調査(一般統計調査)として実施する計画であるが、その意義、位置付け等からみて、適当なのか。

2点目が「乙調査(個人収支簿調査)の位置付け」でございます。乙調査につきましては、家計調査終了世帯を対象に実施しているわけでございますが、その意義なり位置付け等からみて適当なのか。

家計の個計化ということが、先ほど御説明したようにいろいろ指摘されているわけですが、そういうことを踏まえれば、乙調査の改善等、何らかの今後の対応が必要になるのかどうかということでございます。

2が「調査対象、標本設計」の関係でございます。まず、標本設計全体が、適切なものになっているのかどうか。

特に(2)として、二人以上世帯を2,000世帯縮減するという計画になるわけですが、それによって精度上、問題は生じないのかどうか。

単身世帯について寮・寄宿舍に対する調査、600世帯を廃止するというに伴いまして、単身世帯の調査対象数が前回よりも少なくなる。これは全国消費実態調査の本体調査の中で見た場合には調査対象数が少なくなるということで、それが指定統計として公表されるわけですが、そういうことについて精度上、問題はないのかどうか。

3番目に調査方法の関係でございます。今回の改正で、「実査における民間事業者の活用が可能となるような措置を講ずる」ということにしておりますけれども、これは適当なのか。

先ほど説明があったように、コールセンターの設置、オンラインによる申告方法の導入、こういったことが適当なのかどうか。また留意すべき事項があれば、何なのか。

4番目の調査事項につきましては、「電子マネー」欄の追加であるとか、「購入地域」欄の追加、耐久財等の品目変更、品目選定、こういったものが適当なのか。

それから、特に今回の改正ではございませんが、調査票を一覧していただくという意味合いで、年収・貯蓄等調査票の中で金融資産等をとらえることになっているのですが、こういったものが適切にとらえられる形になっているのかどうか。

世帯票の中で、就業・非就業欄の細分化ということが計画されているわけですが、これが適当なのか。

その他の調査事項の変更について、適当なのか。

総体として、そのほか利用者ニーズであるとか、記入者負担軽減の両面から見たときに、追加すべき事項とか簡素化すべき事項、そういったものがあるのかどうか。そういう評価をお願いしたい。

5番目として、集計事項・結果の公表ですが、(1)集計事項は、調査事項の変更に対応した適切なものになっているか。

利用者のニーズを踏まえて、追加すべきような集計事項というのがあるのかないのか。

(3)として、全国単身世帯収支実態調査の結果との統合集計を、参考系列として公表する計画なわけですが、それは適当なのか。また統合集計に当たって、検証すべき事項、留意すべき事項、そういったものがないのか。その辺の評価をどのように考えるか。

として、調査の位置付けについては、先ほどの、1(1)のところでも述べたわけですが、その他の事項として、まず最初に、調査対象は60歳未満の若・中年層を対象としていることを勘案すれば、全国単身者世帯収支という全体をカバーする名称になっているわけですが、こういった名称で適当なのか。

調査対象を1,600世帯としているが、これは適当なのか。

3番目として、モニター調査を予定しているわけですが、留意すべき事項としてはどういったことがあるのか。モニターの偏りというのを検証するために、どういう措置を講ずればよいのか。

4番目として、全国消費実態調査との統合集計を予定しているということをかながみれば、調査事項として何か盛り込んでおくべき事項等があるのかどうか。以上のとおり、論

点として整理させていただきました。

最後に、（注）で書いてあるところですが、この調査につきましては、指定統計調査の名称が「全国消費実態調査」であり、指定統計の名称も「全国消費実態調査」となっております。新統計法においては、統計を指定するというので、名称について、調査と統計とを区分するという考え方が示されています。そういったことについても検討の事項となるとは思いますけれども、これらは総務大臣の権限ということでございますので、部会長と協議いたしまして、答申本体ということではなく、部会長のメモということで整理させていただきたいと考えています。

論点については、以上です。

廣松部会長代理 ありがとうございます。先ほど御説明いたしましたとおり、この論点に関しましては、事前に皆様方から御意見を伺い、部会長と事務局の方でまとめていただいたものでございます。

今、御説明をいただきましたこの論点メモの案について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。あるいは、自分が言った意見が反映されていないとか、ちょっとここは意味が違うというような点がございましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

川津委員 論点で言いますと、4、調査事項（2）購入地域の欄の追加なんですけど、こちらをもう一度御説明いただきたいというか。追加の目的、利用のデータ活用のイメージについて、御説明いただけますでしょうか。

民間の立場から言いますと、実はデータ活用のイメージが浮かびにくいというのが、正直なところなんです。多くが、消費の実態を見るときには、どこから何を幾らぐらい買うのを見るときに、購入のお店の業態を聞いているというのはわかるんですけども、そこがどこにあるかというものに関していうと、例えば自宅の付近なのか、勤務先の付近なのかという情報がなければ、自分の地域の中、外という観点でいうと、nice to haveなんですけれども、データを活用するとき、それをどう読み取るのかというところで、非常に困るところがございます。

ほかの目的が、当然おありだと思いますので、目的に関して御説明をいただければと思います。

廣松部会長代理 わかりました。その点は後ほど御説明をいただくことにしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

私の方から一言だけ、平成11年、16年調査審議のときの部会長を務めていた立場からですが、そのときの記憶をたどりますと、特に平成16年調査のときの答申の中で「今後の課題」として、調査の方法について改善を考えるべきではないかという文言を入れました。その内モニター方式の導入ということに関しては、今回実現されました。大変そこは高く評価したいと思います。実はそのときに含めましたもう一つの点が、レシート方式です。

それに関しては、当ても必ずしも容易ではないということで、今後の検討課題というこ

とになっていたと思いますが、その点、今回どういうふうにお考えなのか。それについても後ほど、合わせて御説明、御回答いただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。審議協力者として御出席をいただいている方からも、御意見、御質問がありますれば、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では東京都さん、お願いします。

東京都 細かい中身については、また先があると思いますけれども、論点メモについてだけ、1点気になりますのは、3(2)コールセンターの設置について、「地方公共団体の負担軽減を図る観点から」という記述がございますけれども、コールセンターで調査に協力していただく方に、いろいろ質問にお答えしたり、御説明したりということは、直接的に地方公共団体の仕事だとは思っていないんです。

つまりこれまで、地方が真ん中に入って調査をしておりますので、区市町村なり調査員なりが、実際には問い合わせの対応とかいろいろなフォローをして、それが非常に負担になっているというのは、事実でございますけれども、ここについては、調査の対象者にきちんと説明をするんだという趣旨ではないかなと思いますので、コールセンター設置の目的が「地方の負担軽減」であるというのについては、ちょっと違和感がございます。

廣松部会長代理 わかりました。ではその点も後ほど合わせて。

では野村委員。

野村委員 一つだけなんですけれども、お聞きしたいんですが、平成16年の諮問から21年の諮問で、大きく状況が変わったのは、一つは統計委員会の枠組みの中での加工統計との連携が重視されるようになったことであろうと思います。先々月ぐらいまで、基本計画部会の方でも、消費推計、特にSNA統計といいますか、四半期推計とか年次推計における消費をどうとらえるかということが、議論されていたと思います。

この全国消費実態調査及び単身世帯、個人収支簿調査の利用に関して、国民経済計算における結果の利用としてうたわれておりますので、實際上、どのように使われているか。私自身ちょっと調べてみたんですけれども、なかなか不明です。

例えば全国消費実態調査ですので、5年おきの消費推計の一つのベンチマークになっているのであろうという期待があったわけですが、家計消費のベクトルに対して、どうもやはりベンチマークとしては使っていないのではないかという懸念もあります。

一方で個人収支簿調査、今のお話の中で、CPIの小遣い等のシェアを出したというところですが、それが国民経済計算での利用というのは、一体どこの形で使われるのか。QEの話なのか、5年おきの調査でありながら、その比率を固定して、quarterlyの調査において何かの補正などに利用されるのみなのでしょうか。全国消費実態調査を、日本の統計システム全体の中でより有用性を高めるために、もう少し利用という点から、各統計の連携性についても、内閣府の部分かもしれませんが、少し明らかにさせていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

廣松部会長代理 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょ

うか。

そうしますと、今、御発言いただいた中で、これは論点の追加というよりも、説明、論点の議論の中で御回答をいただければいいものが、幾つかあったと思いますが、その中で、野村委員が今おっしゃった利用の形態に関して、これは必ずしも調査実施者だけではないと思うんですが、いかがでしょうか。その辺、論点として必要でしょうか。

犬伏統計審査官 もし今、お答えできるのならばお答えいただいて、もし宿題として残すのであれば、私どもの方で、統計局と内閣府に諮って、回答書という形で次回にお示しするという形にしたいと思います。

廣松部会長代理 よろしいですか。では、統計局さん、お願いします。

大貫課長 それでは順次回答させていただきます。

最初の川津先生の御意見についてですけれども、これは県の方から具体的な要望があったということでございます。いわゆる大都市圏の周辺のベッドタウンに当たるような県の方からの御要望でございます。

自分たちの住民の消費が、他県に流れているということについて、どの程度流れているかというのを把握したいと。またそれを政策評価の目標として、調査をしたいということでございまして、一般には商圈調査というような形で、いろんな県が行っているのですが、なかなかこういう統計調査としてしっかりしたような形ではない。例えば小学校3年生の世帯とか、そういう形で行っているものが多いものですから、この際、全国消費実態調査の方に載せるという趣旨でございます。

2番目、廣松先生の御意見についてなんですけれども、確かにレシート方式についての御提言があったということでございます。実はこの件については、まだ引き続き検討している状況でございます。新聞等で報道がございましたが、幾つかの民間の会社で、レシートをスキャナーで読み込ませるような形で、電子的にとるような実験をされているというのがございまして、そのような方面についても、実現の可能性があるのではないかとということで、検討させていただいているところでございます。

ただ、今回の調査におきましては、まだその検討を、調査の中に盛り込むところまで具体化できなかったということでございますので、引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。

3点目、東京都の方からの御意見でございますけれども、ここに「地方の負担軽減」と書いてございますのは、実は先ほど、地域的な案件に関して市町村への取次ぎをいたしますということを申し上げたんですけれども、従来であれば調査員宅等にお電話が直接かかるということがあったと思いますが、それが調査員さんが不在のときに、コールセンターで一時的にお預かりをして、それを御連絡するというような機能について、若干かもしないですけれども、「地方の負担軽減」の面があるのかなというつもりでございました。

4点目の野村先生の御質問についてでございますけれども、これにつきましては、QEの方で使っております。具体的に申しますと、単身の世帯と二人以上世帯の比率と、あと

は先ほどの小遣い調査を使って、家計調査の中で不詳になっている部分を、具体的な品目にばらすと。もう一つは家計調査でとらえられた水準と全国消費実態調査の水準に、若干の違いがございますので、それを全国消費実態調査の水準の方が正しいということで、同時期に行われた家計調査の額と全国消費実態調査の比率を、毎Q Eごとに掛けて補正をしているというような取扱いをしております。

年次推計の方は、産業連関表の情報をもとに、コモディティ・フロー法に従ってつくられているのでございますけれども、これは直接は、この全国消費実態調査を反映しているというわけではなく、産業連関表を反映している。それでは、産業連関表の消費推計がどのように行われているかということ、これはGDPの推計で行われている消費の額が使われているという関係にございます。ここから先の関係については、ちょっと私の方でも把握し切っていないところでございます。

廣松部会長代理 ただいまの回答に関しまして、よろしいでしょうか。

それでは、論点メモの案に関しては、とりあえず今、御回答いただいた分も含めて、御了承いただいたということで、資料の8に沿った形で、これから審議をお願いしたいと思います。

この順番に従いまして、まず 全国消費実態調査、1として、調査体系全体に対するものでございます。「(1)全国単身世帯収支実態調査の位置付け」というものがございませぬ。その中に2つ・がございまして、「若・中年(60歳未満)の単身世帯を捕捉するため、モニター調査を導入することとしているが、これは適当か」どうかという論点でございませぬが、これに関してはいかがでしょうか。

これは先ほども御説明がございましたとおり、平成6年以来、この点に関しては、継続して御審議をいただき、かつ今回は事前に試験調査をしていただいた上で、モニター調査というのを導入に踏み切るという計画でございませぬ。いかがでしょうか。

勿論、これは下の、標本設計なりあるいは表章の仕方とも関わることかと思ひますが、とりあえずこのモニター調査の導入そのものに関しては、特に御異論はございませぬでしょうか。よろしいでしょうか。

西郷専門委員 すいませぬ。よろしいでしょうか。教科書的な話をすれば、モニター調査というのは、できれば導入しない方がいいということになっていると思うんですけれども、これをあえて導入するというのは、こちらに書いてあるように、単身者世帯を捕捉するということが、第一の目標である。そうすると、単身者世帯の回答率が著しく低いということは、既にずっと長年確認されているという理解でよろしいですか。

廣松部会長代理 この点はいかがでしょう。

大貫課長 地方等にお伺いいただくと、非常によくわかると思うんですけれども、特に単身の場合、昼間不在の世帯が非常に多いということで、夜に伺っても、昨今の不安もあって、なかなか居留守を使われてしまうということです。

実際に調査票を見てみると、大体単身の方というのは、高齢の女性の方に、非常に偏り

が見られるということをごさいます、なかなか家計調査等でも、把握できないということをごさいます。

廣松部会長代理 よろしいでしょうか。ほかに。では、稲葉委員、お願いします。

稲葉専門委員 付随して、一つ質問があります。今回モニター調査を導入するという事に当たって、調査捕捉が難しい世帯、今ここではオートロックマンションということが具体例として挙げられていますが、それは試験のモニター調査において、オートロックマンションの世帯は、どれくらいの比率だったのか。またオートロックマンションの世帯とそれ以外の世帯で、消費の状況というのは、変わっていたのかどうかということが、わかっていたら、教えていただきたいのですが。

大貫課長 すいません。今すぐにはわかりませんが、後者については、残念ながら把握しておりません。

稲葉専門委員 たしか、資料を見ますと、オートロックマンションが3割程度。ウェブ上にありました資料ですけれども、それで3割程度ありましたので、それを見た段階では、モニターを導入するといったことに、意義があるのではないかというふうに感じたんですけれども。

大貫課長 そのとおりだそうです。

川津専門委員 もう1点、導入に関しては、私自身は妥当というふうに判断しているんですが、今後のモニター調査の長所としては、モニターの管理、メンテナンスが可能であるということだと思います。例えば回答の精度の問題であるとかといったことに関してなんですが、今後モニターのメンテナンスといいますか、質の管理についてどのようにお考えか、教えていただければと思います。

大貫課長 基本的には民間委託でやるんですけれども、そのときにモニターの属性について、定常的に管理されているところでないと、ちょっとまずいかなというふうに考えております。

川津専門委員 では委託事業者の方の管理に関して、定期的に管理するというか、確認をしているという方針ですか。

大貫課長 そのとおりです。

野村委員 少し調べてみましたら、米国では余り似たような調査はなかったようですが、カナダでは似たような調査をやっていて、90年代後半ぐらいから、調査票のものから電話のようなインタビュー形式に変えているようでした。なかなか会うことができないということで、同じような悩みを抱えているのではないかと思います。そういう意味でもモニター調査がやむを得ないという部分で理解できますし、一方では非常に慎重にこれを検討されていると評価されると思います。

一つお聞きしたいのは、最終的に統合した結果も出すことを、参考系列みたいな形でしょうか、検討されているようですが、モニター調査によるバイアスがあるときにはそれを補正するように想定しているのでしょうか。4,400の無作為抽出のサンプルの結果を用い

て、ややバイアスがある方を補正していくような姿を、考えられているということによろしいのでしょうか。

大貫課長 調査の内容で、家計簿の詳しい状況がわかります。例えばインターネットを通じた購入がどのくらいあるとか、そういうことで違いがどのくらいあるのかということ、このモニターとその他、紙調査票で行った世帯と比べてみてということで、いろいろと検討した上で、統合の仕方について考えていこうというふうに考えています。

神奈川県 神奈川ですが、今のモニター調査の関係というか、いわゆる調査環境が極めて厳しくなっている状況から、調査員調査がかなり難しい地域があります。例えばオートロックマンションですとかいるんな形の中で、調査員が一生懸命頑張っても、できないというような形がありますので、今回モニター調査でどの程度精度が保てるのか。あるいはどのような調査が民間でできるのか、非常に注目しているところです。

この関係が、たまたまうまくいかなかったときの関係であっても、どうしてなのかも含めて、やはり簡単にモニター調査がだめだったからすぐためだというイメージではなくて、今後の統計調査のあり方にも関わってくるような、大きな実験的な形になると思いますので、この辺はかなり注目をしながら、ある程度の評価をしていきたいなと思っております。

廣松部会長代理 ありがとうございます。その意味では、最初、御指摘がありました、このモニター調査を導入する一つの大きなきっかけが、オートロックマンション等で、そもそも会うこともできないという問題点なわけですが、その点、この調査に限らず、今、国勢調査の方では、管理組合等に対して、調査協力をお願いをするというか、最初からどうも、最近のオートロックマンション等では管理人の方が、そういうことを嫌うというか、そういう傾向もあるようです。

その辺、統計調査全体に関して、そういう団体なりに協力依頼を今後もしていくということは、必要ではないかというふうにも思います。

それはともかく、とりあえずモニター調査の導入に関しては妥当という。

大貫課長 すいません。先ほどお答えした中で、オートロックマンションの結果について、わからないというふうに申し上げたんですが、実はまとめておりました。

資料1の参考表14という形で、ホームページには掲載されているのですが、総数216のうち、オートロックマンションが58サンプルがとれております。両方で消費支出を比べてみますと、オートロックマンションの方が20万8,190円、オートロックマンション以外が、20万4,146円ということで、サンプルがかなり小さいので、個別の項目を見ると、少し振れはございますけれども、それほど大きな差はないのではないかという結果になっておりました。失礼いたしました。

廣松部会長代理 ありがとうございます。

それでは導入に関しては、大体適当というふうに御判断いただいたということにして、その次、この調査は現在は承認統計調査、4月からは一般統計調査ということになります

が、として実施する計画ですが、その意義、位置付けから見て適当かどうかということをございます。

この趣旨は、一つの考え方としては、最初から、基幹調査の一部として行うということも考えられるわけですが、とりあえず今回は、計画の段階で、先ほど御説明があったとおり、統合した数値がどこまで意味を持ち得るかということについて、かなり検討を要するという結論となり、現在の計画では承認統計あるいは一般統計として行うということをございます。この点に関しては、いかがでしょうか。

特に基幹統計の一部として行うという必要があるという強い御意見がなければ、私も、現在の計画で適当であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全国単身世帯収支実態調査の位置付けに関しては、適当という御判断をいただいたということにさせていただきます。

次の論点でございますが、乙調査（個人収支簿調査）の位置付けでございます。この乙調査に関しましては、現在、家計調査終了世帯を対象に実施しております。その位置付けが適当かどうかということです。更に家計の個計化への対応が指摘されています。これは先ほど統計委員会の基本統計部会の中間報告の中にも出ておりますが、現在の乙調査の改善等は必要かどうかという点でございます。

この点に関して、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

少し補足をいたしますと、これに関しては、先ほど御説明がありましたとおり、かなり前から個人収支簿、いわゆる小遣い帳の改善が言われておりまして、現状はある意味で妥協策として、全国消費実態調査の中で、家計調査終了世帯を対象としているところです。したがって全国消費実態調査の対象として選ばれた世帯ではありません。

一方で、家計調査とそれからこの乙調査、個人収支簿調査とは、必ずしも連携しているわけではないという形になっておりまして、まさにその位置付けが問題にされるということでございますが、この点、いかがでしょうか。

重川専門委員 できましたら、やはり全国消費実態調査と合わせた方がよいかと思いますが、ただ先ほどお話を伺いますと、調査対象者の負担が大変であったということであり、平成6年以降に関しては、調査協力可能な家計調査終了世帯にお願いしているということで、今回もその形を継続するのは、よろしいのではないかと思います。

あと乙調査の位置付けということなんですけれども、家計の管理形態が、そもそもメインの管理者がいて、サブの人がいるような位置付けになっているというふうに、多分考えているのかもしれないですが、例えば夫と妻両方に収入がある場合、支出を分担しているとすると、両方がメインのような状態であるとすると、そのあたりも少し考慮をしつつ、乙調査をしていくことが必要ではないかと思えます。

廣松部会長代理 ありがとうございます。いわゆるダブルポケットという世帯ですね。

重川専門委員 全くお互いが把握をしないような形で、家計を管理しているようなもの

も少しずつ見られますので、そういうことも踏まえた形が必要ではないかと思えます。

廣松部会長代理 ほかにかがででしょうか。とりあえず今、現状では、平成 21 年の調査の計画としては、従来どおりのやり方で致し方がないと。ただし改善策として、御指摘がございましたような、ダブルポケットというか、夫婦で全く別々に管理しているようなケースをどうとらえるか。そこを改善する必要があるのではないかという御意見でございますが。

ほかにかがででしょうか。

この点に関しては、まだ最終報告ではございませんが、基本計画の中でも、平成 25 年末をめどに、23 年でしたか。23 年中に、資料 3 の 2 ページ目の上の段でございますが、平成 23 年中に結論を得るということになっています。当然そのとき、この、21 年に実施されます全国消費実態調査の結果を踏まえた形での検討が行われるということになると思えます。

この点に関しまして、ほかには御意見はございますでしょうか。どうぞ。

西郷専門委員 同時にやるのが大変だというのは、規模が大きくなってしまふから大変ということなんですか。家計調査の場合には、小遣い帳の調査に関して、対象となる世帯が 700 弱ということですが、平成元年に全国消費実態調査と一緒にやったときには、4,584。規模を小さくすれば、実施が可能なものなのかどうか。それとも同時にやってしまうということが、かなり大変だという理解なのか、どちらでしょうか。

大貫課長 両方の側面があると思うんですが、例えば家計調査の世帯で、一度メインに家計簿を記入されている方から、やりますというふうにお返事をいただいても、ほかの世帯員がそんなのやらなくてもいいじゃないかと説得をされて、断られる世帯などもあるわけです。

そういう意味でいうと、この個人収支簿を導入した場合に、個人収支簿もお願いしますといったときに、メインの家計簿を記入されている方の考えのほかに、個人収支簿を記入していただくべき方の考えというのが、更に反映されてくるわけです。

両者が OK を出すという世帯だけが、御回答いただけるということになると思えますので、かなり集めてくるのが厳しい状況になるのではないかと考えております。

西郷専門委員 ありがとうございます。

廣松部会長代理 よろしいでしょうか。それでは、この調査の位置付けに関しまして、21 年調査の計画にあります家計調査実施終了世帯を対象に実施するというのを適当と致します。ただし、個計化への対応ということに関しては、今後、更に改善の余地があるということでもよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

廣松部会長代理 ありがとうございます。とりあえず一通り御議論いただいた上で、もし必要であれば、またこれまでの論点に戻って御議論いただければと思っております。

続きまして「2 調査対象及び標本設計」でございます。ここでは大きく 3 つ、「(1)

標本設計そのものが適切なものとなっているか。

(2) 二人以上世帯数を約2,000世帯縮減する計画であるが、精度上問題はないか。

(3) 寮・寄宿舎に対する調査(600世帯)を廃止することに伴い、単身世帯の調査対象数が前回よりも少なくなる、4,400世帯になりますが、その点に関して精度上問題はないか」という論点でございます。

これらに関して、御意見をいただきたいと思っております。

西郷委員、いかがでしょうか。

西郷専門委員 モニター調査以外の部分に関しては、前回と同じような標本設計ということになると思っておりますので、2,000減らして大丈夫かどうかということも、精度を見た上での御決断と理解しておりますので、(1)と(2)については、問題ないのではないかと考えています。

(3)に関しては、建前から言えば、寮・寄宿舎に入っている単身者の支出の仕方と、それ以外の単身者の支出の仕方に、大分違いがあるということであれば、本来であれば、寮・寄宿舎に生活している人がどのようにお金を使っているのかということも、対象にした方がいいんだというのが、建前だとは思いますが、多分調査そのものが、かなり難しいというふうに私は理解しておりますので、ここも精度上ということであれば、今、寮・寄宿舎がどんどん減っているという状況であれば、そんなに大きな影響はないのではいかと、理解しております。

廣松部会長代理 ありがとうございます。その点について、実施部局から説明をお願いします。

大貫課長 少し誤解があるかもしれませんが、御説明いたしますと、今回の調査では、単身世帯をとってくるときに、寮・寄宿舎の世帯をあえて外しているというわけではございませんので。

廣松部会長代理 ほかにいかがですか。永井委員の後、東京都さん、お願いします。

永井専門委員 多分、既に御検討いただいていることだとは思いますが、子どもが少なくなってきたり、結婚する人が少なくなっている中で、二人以上の世帯数が2,000というわずかですけれども、減らすということにおいて、全消の非常にすばらしい集計の点というのは、さまざまな家族類型についての集計が、提示されている点だと思っておりますけれども、そこら辺、家族類型や世帯類型等を2,000世帯減らすことで、何か影響があるかどうかだけ、一応確認のためをお願いしたいと思っております。

大貫課長 このたび、市町村合併等があって、類似の市同士が合併したとか、そういうケースがありますので、精度計算をいたしまして2,000世帯減らしても、それほど大きな違いはないだろうという結論を出しております。これは世帯属性別についても、同様でございます。

廣松部会長代理 今回の回答で確認したということで、よろしゅうございますか。

では東京都さん、お願いします。

東京都 標本抽出の方になるかと思えますけれども、今、実際に調査単位区を国の方から指定を受けまして、調査員さんがその地域は全部回って、全部の名簿をつくって、その中から指定された12世帯を依頼するというような形になるわけです。実際には名簿作成する段階から、既にオートロックマンションで会えないとか、拒否されるというような状況。

更に、多分統計理論的には、頼んだ人が全部引き受けてくれれば、そういう抽出の仕方が、非常に全体を反映するんだと思うんですけれども、実際問題としては、地域を全部、順番に頼んでいっても12世帯が確保できなくて、調査区を拡張するということが、大都市においては日常茶飯事であるということで、結局は引き受けてくださる方に頼むしかないという実態なものですから、この辺の標本抽出とかについては、もうちょっと緩やかに、例えばオートロックマンションが多い地域では、全部訪ねて歩くのではなくて、ダイレクトメールのような形をお願い状を送って、反応があったところに頼んでもいいとか。あるいは全部名簿はつくらないで、市町村で持っている国調のデータなり、住民基本台帳なりのデータを使っていいとか、そういったことを考えていただくと、大分、実際にもっと協力してくださるところをお願いできると思います。

今回、モニターも導入ということで、標本設計についても、やや緩やかな考え方をされているのかなという気もしますので、今後、そういうことも含めて、今回、実現できればもっといいんですけれども、少なくとも、今後は検討していただければありがたいと思います。

廣松部会長代理 よろしいでしょうか。今後の検討課題として議事録に残しておきます。

木村調査官 今おっしゃったことを全部、今回実現できるわけではないんですけれども、例えば一部として、大体の調査区というのがあるんですけれども、それについては事前にお知らせするような形をとって、ある程度柔軟な形での調査ができるよということとは、若干、今回配慮した面もございますので、御理解いただきたいと思います。

廣松部会長代理 よろしいでしょうか。

今のオートロックマンションの話で、調査員の方から直接聞いた体験談ですが、今は、原則としては、一世帯行ったら、もう一度玄関に戻って、また同じマンションの別の世帯のところへ行くよという指導がされている。

それに対して、勿論、世帯の方の反応にもよるんでしょうけれども、可能であるならば、一たん入ったら、各世帯を順番に回れるような訪問の仕方も認めてほしいという要望を聞いたことがあります。

現状は、やはり一たん出て、または次の世帯のボタンを押して了解をとって入るという形になっているということでもいいんでしょうか。

小池課長補佐 そこまでは指導はしていませんが、その場その場のマンションの管理人の厳しさとか、そういうところがあると思いますが、厳しいところだと、一たん出て、もう一度ということになると思います。

木村調査官 これはちょっと聞いた話ですけれども、調査員によっては、例えば何軒か

に対してアポイントを玄関でとっておいて、入って、そこを回ってくるというようなことはあるそうです。

廣松部会長代理 すみません。今の話は直接標本設計とは関係ないことですが、現場というか調査員の方々は、いろんな意味で苦労なさっているということです。

それでは2の「調査対象及び標本設計」のところで、特に、ほかに御意見ございませんでしょうか。今回の標本設計では、市町村合併等の影響も考慮して、設計をしていただいております。それに関しては、適切であると判断したことに致します。それからその結果として、二人以上世帯が2,000世帯縮減されることになっていますが、精度計算上も、問題はないということによろしいでしょうか。

3番目の寮・寄宿舎に関しては、単身世帯のうち寮・寄宿舎に入っている人も当たることがあるということによろしいですね。それではそのように判断したことに致します。その上で寮・寄宿舎そのものに対する調査は、廃止をするという計画によろしいでしょうか。

それでは、次に「調査方法(1)今回の調査から、実査における民間事業者の活用が可能となるような措置を講ずることとしているが、適当か。

(2)地方公共団体の負担軽減を図る観点から、コールセンターを設置することとしているが適当か。また、留意すべきことはないか。

(3)調査客体の利便を図る観点から、オンラインによる申告方法を導入することとしているが、適当か。また、留意すべきことはないか。」という点でございますが、これらの点に関して御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

具体的に(1)のところでは、調査規則も変えて、民間事業者の活用が可能となるようにした上で、先ほど既に御説明がございましたとおり、モニター調査に関しては、恐らく民間事業者の方に委託をするという方法をとることになるだろうと思いますが、その点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

犬伏統計審査官 モニター調査の件は、先ほどのとおり、民間が管理しているモニターを使うということなのですが、甲調査の方でございますけれども、県、市町村、それから調査員という形で、基本的な調査の流れがあるわけなんです、その部分について、市町村が直接ということではなく、民間事業者に委託してやると、手を挙げたら、その市町村についてはそういうことができるというような措置を、あらかじめ、法制上講じておくということでございます。

これを設けましたのは、統計委員会の方でも、実査における民間調査機関の活用の在り方みたいなことで、国の基本的な統計調査について、国なり県、市町村なり、公的部門が全部調査を担うべきであって、民間機関に委託すると、必ずしも十分な結果が得られないのではないかと、そういう議論があったわけでございます。

その辺の流れの中で、既に就業構造基本調査とかは、やられているわけですが、今回、全国消費実態調査の中でも、そういうことができるような法的な枠組みをつくるということについて、本当にそれでいいんだろうかと。そこを御議論いただければというこ

とで、設定させていただきました。

神奈川県 神奈川です。まさしく今おっしゃったように、調査員調査に伴って、それを民間に置き換えるという形が可能かどうかということ、実は私も統計委員会の基本計画部会、第4ワーキンググループで、廣松座長のもとで、いろいろと討論をさせていただいたのですが、やはり今、就業基本構造調査の中で、実は福井県の越前市というところが、やったんですが、かなり実際の事業費に対して、委託費が何倍もかかってしまったという形。それにもかかわらず、調査員調査を上回る結果は、なかなか出なかったということから、調査員調査を民間委託するのは、難しいのではないかと。民間開放するのは難しいのではないかと。

したがって何かほかのやり方ができないか。今モニター調査で、いきなりそういった形で調査員を経ずに、いろんな形で市町村、県を通さずに、国の方からいろいろやることができれば、それにとってかわる部分があるのではないかとということが、一つの評価になると思っております。今のものを振りかえるのは、なかなか難しいかなと。

もう一つ、さっきコールセンターの話が出ましたけれども、民間に伴って、例えばコールセンター的なものも、民間開放ができるのであれば、それも一つのやり方ではないかということも議論が出ましたので、今回のやり方については、先ほども言いましたけれども、かなり注目させていただいているところでございます。

廣松部会長代理 ありがとうございます。モニター調査の件に関しては、既に適当と御判断いただいておりますので、本体調査の方に、ここでいう民間事業者の活用をすることを可能にするような措置を講ずること、そのこと自体が適当かどうかという御判断も合わせていただければということでございますので、これに関して、いかがでしょうか。

現時点で、具体的に民間事業者に委託をしたいという希望は、出ているのでしょうか。

大貫課長 地方に対するアンケートの結果では、特に御希望のところはないんですけれども、閣議決定で、統計局として地方に対して、そういう法的な措置は講ずるということを決めておりますので、その閣議決定の内容が変わらない限りは、そういうことを、一応措置をする必要があるというふうに考えておまして、統計的な面から見て不適切であるという御意見もあり得ると思っておりますけれども、そういった経緯によって、そういう措置をしているということでございます。

廣松部会長代理 ありがとうございます。今、御説明をいただいたような状況ですが、実はこの調査に限らず、統計調査全体に関して、少なくとも民間事業者の活用が可能となるような措置は講ずべきであるという閣議決定がなされているということでございます。

この点よろしいでしょうか。

神奈川県 神奈川ですが、言葉足らずですいません。(1)の方は、確かにそういったことは可能であるということは、適当だと思っております。実際の問題は別として、これは適当だと思っております。

廣松部会長代理 ありがとうございます。それでは(2)(3)に関してはいかがで

しょうか。

コールセンターに関しては、先ほど東京都さんからも質問が出たわけですが、ほかにコールセンターの設置に関しまして、御意見ございますでしょうか。

東京都 これまでもコールセンターが設置された調査はありましたけれども、例えばどうしてもコールセンターに電話が集中する時期・時間というものが、あると思います。

その中で、苦情なのか質問があってコールセンターに電話したんだけど、つながらなかったことによって、地方への苦情につながった事例というのが現実でございますので、その辺ピーク時等をよく見極めていただいて、つながらないことがないように。あるいはきちんと説明できないことがないように。

オンラインの方も、ついでにいきますと、オンラインでやっていくと、どうしても最後までたどり着けないとあって、やはり紙で出してくるというのも聞いておりますので、是非その辺のシステム設計なども、使いやすいものにしていただければと思います。

廣松部会長代理 今の御意見に関して、実施部局からお答え願います。

大貫課長 十分考慮してまいりたいと思います。オンラインについては、なかなか使いにくいという意見もございまして、システム自体を変えるのは、なかなか難しい面もございまして、今回については、途中で挫折された方は、紙に切り替えていただくということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

川津専門委員 今、御指摘の点について、もう一つ追加なんですけど、地域的案件的問い合わせと、調査に関する一般的な問い合わせと大きく2つあって、取次がれることがあると。これまで実施された中で、大体どれぐらいの比率で、総件数のうち市町村に取次がれてしまったもの、ないしはコールセンターですべて完了、処理できたものというのは、どれぐらいの比率があるか、御存じであれば教えていただきたいと思います。

大貫課長 恐縮ですが、今までの調査で、そういった結果は、出しておらないと思います。

川津専門委員 質問の意図は、恐らくコールセンターを設置して、留意すべき点というのを考えるときに、やはりどれぐらいの案件で、どれぐらいのピーク時に何があるかというふうなものを把握するのが重要かなと思ひまして、質問をさせていただきました。

大貫課長 補足させていただきますと、全国消費実態調査の場合には、何回かに分けて、調査票を回収するという点が、従来のコールセンター設置案件では、一回回収すればよかったということで、特に地域的案件的、いつ訪問してくださいとか、そういうケースが、少しほかの調査よりも増えるのではないかと、想定いたしております。

廣松部会長代理 よろしいでしょうか。それでは3 調査方法、(1)～(3)に関しまして、先ほど東京都さんの方から、ピーク時の見極めと、そのときの対応に関して御希望がございました。その点は、調査実施局の方に、十分御配慮いただくようお願いをした上で、(1)～(3)に関しまして、適当という判断でよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

廣松部会長代理 それでは調査方法に関しては、以上とさせていただきます、「4 調査事項」でございます。まず「(1) 購入形態に『電子マネー』欄を追加することは、適当か。また、調査対象が適切に記入できるものになっているか。」についてです。

ここは恐らく個々に御議論をいただいた方がいいと思いますので、資料4-8をご覧ください。いただいた上で、この計画に関しまして、御議論をいただければと思います。

特に一番左の電子マネーのところ、チャージした場合、まず現金はなくなるというか、財布からなくなるから、そこに現金支出として記入する。その上でチャージしたお金を使って何か物を買ったときには、今度は「クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入」欄にそれを記入し、後日口座から引き落とされたときに、「口座自動振替による支払い」というところを書くということです。電子マネーを使う人は楽だけれど、書く方は大変だなという印象は残りますが、いかがでしょうか。こういう書き方というか、記入の仕方に関しまして。

2枚目に記入例がございますが、実際の家計簿では、資料4-4をご覧ください。いいのですが、資料4-8の記入の仕方に従いますと、まず最初チャージする場合は、家計簿Aのローマ数字の のところに、まず現金支出を書く。

オートチャージをしたものから買い物したときには、クレジットカード等、したがってローマ数字の のところに書く。後日口座から引き落としがあったときには、ローマ数字の のところに書くという形になるわけです。

当然、調査対象者の方には、もっと詳しく書いた記入の手引きが配られることになりません。

あるいは、後ほど時間をじっくりかけて見ていただいてから、御意見を伺った方がいいかと思いますが、現時点で何か御発言はございますか。

ないようですので、とりあえず一通り調査事項のところを目を通していただくことにしまして、「『購入地域欄』の追加は、適当か」ということです。これは先ほど川津委員の方から御質問がございましたが。

西郷専門委員 申し訳ありませんけれども、この購入地域欄、先ほど通信販売のときには書かないんだというお話だったんですけれども、それは書かなければ、全部通信販売という解釈になってしまうのでしょうか。

大貫課長 そういうわけではなくて、購入形態の方が通信販売の場合には、特に購入地域は御記入いただかなくても結構ですと。

西郷専門委員 それ以外は、すべて書かれているという形になるわけですね。

大貫課長 そうですね。買った店がわかっている場合については、書いていただく。

西郷専門委員 わかりました。

廣松部会長代理 どうもありがとうございます。

ほかに、「購入地域欄」について御発言はございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「(3) 耐久財等の品目変更、品目選定は適当か。また宝石・貴金属等

を対象外としているが、それは適当か」という論点でございます。それに関して。野村委員、お願いします。

野村委員 資料4-10、「耐久財等調査票の品目の選定基準」という資料がありますが、まず品目選定基準という部分が本当に機能しているかなという部分に疑問がございます。例えば「最近時点の実効価格が3万円以上のもの」と書いてあるわけです。これは記入の手引き等にもあるのかもしれませんが、一方で調査票の方には、「じゅうたん（購入価格が5万円以上）」と、明らかな矛盾といってもいいのかもしれませんが、28番がじゅうたんになっていますが、調査票の方のところには入っております。

「耐用年数が5年以上のもの」という、この5年というのも何を根拠にするのかも、少し危ないように感じます。パソコンでいけば、耐用年数は財務省令でいけば4年なのではないかなと思います。必ずしもそれではなく、耐久消費財ならではの選定基準として、もう少し合理的なものを設定することができるのではないかと思います。例えば1番の留保条件を満たし4番みたいなものがあるのかもしれませんが、もう少し考える余地があるかなと感じます。

一方で耐久消費財の調査票の位置付けですが、上の方には、の2番目で「家計ストックとしての実物資産額の推計」と資料4-10には、目的としてあるわけです。例えば日本のSNAの統計の中には、耐久消費財という項目がありますがけれども、基本的には全消の耐久消費財の数字を使っていないということで、整合性が全くないということになっていると思います。

これは全体としての推計値をつくるのは、全消の耐久財等調査票の役割ではなくて、やはり部分的に着目した調査項目をピックアップすること、資産、耐久財をピックアップすることが重要なのではないかと思います。その意味において、品目選定が、例えば1つの事例ですけれども、現状で、太陽熱温水器等がありますが、例えば太陽光発電とかエコキュートのものとか、供給側からもとらえられるようなものでありますが、エネルギー消費に関わるものとか、経産省のトップランナーの規制に関わるものとか、そういうものについてもう少し特化して調査するということもあり得るのではないかと思います。

また後者の方の(3)の「宝石・貴金属を対象外としているが、適当か」という部分ですが、この部分に関しては、耐久財というものの概念を、生産とか消費とかに使うものではなく、むしろ価値の貯蔵を主目的としたような資産、そういう概念が必要になってくる。

ナショナルアカウンツ（国民経済計算）の方では、93年SNAの中でも、ノン・フィナンシャル・アセット（非金融資産）の中のプロデュースト・アセット（生産資産）が3つに分かれて定義されています。その3つは固定資産と在庫資産、そして93SNAで導入されたと貴重品（valuables）という概念です。Valuablesというのは、基本的に価値貯蔵を主目的として、生産消費に必ずしも用いられない貴金属・宝石・アンティーク等が該当します。それは非償却資産、償却されない資産であるという意味で、国のバランスシート上、特殊な資産項目になりますが、そういう意味でも今後、重要なものになるのではない

かと思えます。諸外国でも推計を始めているというふうに聞いておりますが、日本の統計システムの中での調査として位置付けるとすれば、この全消において検討の余地があるのではないかというふうに、私は思いますが。

一方でこのことを議論し始めますと、必ず推定時価を認めるかにたどり着きます。カナダ等の調査票でも、売ったら幾らになりますかと、推定の売却時価みたいなものを聞くわけです。それに対しては、指定統計、基幹統計として適切だろうかという論点は、必ずあると思うんですけれども、経済統計の精度として見れば、私は十分可能性としてあり得るというふうに思いますが、是非、検討をしていただきたいと思えます。

廣松部会長代理 どうぞ。

川津専門委員 私からは普及度の観点、更に利用者の視点から率直に感じたことをお伝えすると、例えば和ダンス、洋ダンスといった家具を、時系列にとっておくというのも重要だと思うんですが、例えば参考までに弊社の実施調査でいうと、カーナビゲーション、カーナビ、家庭用浄水器、プリンター、家庭用ゲーム機といったものは、当然、世帯普及率3割以上を超えているものです。

こういった新しいものの将来性ということで、今見ると選定基準に全部入っているかなというような、新しいものに関しても、やはりデータとして、今後とっていく必要があるだろう。当然御検討されたと思うのですが、あとは例えばカメラをデジタルカメラ等を含むとしていますが、デジタルカメラとカメラはそれぞれもう6割を超えている普及率であって、一つにしていて、いいのであろうかとか。

パソコンもノートブックとデスクトップ、分けた形で見ると、より実態に合うのではないかといったような、細かいところで言うと、取捨選択をかなり大胆にしていかないと、利用者サイドからすると、ちょっと時代的に見ていくときに、将来性を加味するという点では、少し不足があるのではないかという視点が、感じられました。

廣松部会長代理 ありがとうございます。ほかに御発言はありませんでしょうか。

予定をしておりました12時に、もうなってしまいましたので、とりあえず本日は、3の調査方法までについて、御議論いただき、適当であるという御判断をいただいたということにいたしまして、4の調査事項、5の集計事項、結果の公表、ローマ数字の の全国単身者世帯収支実態調査に関する議論に関しましては、次回にご審議をお願いをしたいというふうに存じます。

それから、ただいま耐久消費財に関しまして、野村委員、川津委員の方から御意見が出ました。その点に関しては、次回、調査実施局の方からお考えを明らかにしていただければと思えます。

更に、委員の方々には、本日十分御発言いただけなかった点がございましたら、随時事務局の方へ、電子メール等でお寄せいただければと思えます。

今日は不手際で、もう少し行くようにという御指示だったんですが、ちょっと進みませんでした。本日の審議はここまで致します。

次回以降のことの事務連絡に関して、事務局の方からお願いします。

犬伏統計審査官 次回の部会は、12月25日木曜日午前10時から、本日と同じくこの会議室で予定しています。

本日の会議資料につきましては、お荷物になるようでしたら、そのまま必要なものだけお持ち帰りいただいて、残りの部分は置いていただければ、次回我々の方で保管して、また提出するようにいたしたいと思います。

それから先ほど部会長代理の方からお話がありましたように、意見、質問等がございましたら、次回は12月25日でございますので、約1週間前の12月17日いっぱいぐらいまでに、質問、意見等をいただければ、調査実施者の方と調整しながら、できるだけ一問一答のような形で整理して、次回の部会で提出するという形をとりたいと思います。何かあれば、是非事務局の方に、電子メールでお寄せいただければと思います。

廣松部会長代理 それでは、本日の会議は、これで終了いたします。どうも御協力ありがとうございました。